

議案第 12 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議員名	反対理由
小川 稔宏	<p>あがり続ける保険料負担は限界をこえている。高い保険料を払う結果、病気になっても医者にかかれない矛盾もある。制度そのものが破たんしており国による抜本改正を求める必要がある。その意志を示すために反対する。</p>
澁谷 幹雄	<p>この条例は、国民健康保険事業の都道府県単一化に伴い、運営協議会委員の定数や賦課基準の見直しを行おうとするものですが、保険料の基礎賦課限度額を現行の 54 万円から 58 万円に、さらに引き上げようとする驚くべき条例改正案であります。この条例が可決されれば、支援分の 19 万円、介護分の 16 万円と合わせ、年間の保険料は 93 万円となり、子育て世代の自営業者の最高金額は、年間 10 回、月々 9 万 3 千円の保険料を支払わなければならなくなります。月々 9 万 3 千円の保険料を支払わなければならない家庭の負担の重さを、それぞれの議員の皆さんに想像いただきたいと思います。</p> <p>これまでも繰り返し、その意思に拘わらない、強制保険である国民健康保険の制度設計が瓦解してきていることを指摘してきました。本来自営業者を中心とした国民健康保険に、国は高齢者と低所得者を入れ込み、日本全体の高齢化率の上昇に伴い、その比率が高まったことにより、自営業者にその保険料の伸びをとめどなく負担させているのです。自営業者が自営業者の保険料を自分たちで分け合うのは当然でしょう。しかし、現在国は国民健康保険制度において、自営業者に低所得者と 74 歳までの高齢者の保険料を負担させているのです。異常な制度と言わなければなりません。国も増え続ける高齢者の医療費に驚き、これ以上自営業者に高齢者の保険料を押し付けることが後ろめたくなって、75 歳以上の国民を対象とした後期高齢者医療制度を創設しましたが、平均寿命が延び続けている我が国において、本来なら 70 歳以上を後期高齢者として国の財源を投入しなければならなかった筈の制度設計のミスもまた、国民健康保険に加入せざるを得ない自営業者に負担させているのです。</p>

	<p>一方、今議会において、浜田市は、「市民負担の急増の回避および社会的弱者に対する負担の軽減を図り、市民生活の安定に資することを目的に市民生活安定化基金条例」を制定すると、条例案を上程しています。本当に、その思いがあるのであれば、財源を投入し、国民健康保険の賦課限度額を抑制すべきなのではありませんか？ 本当に、市民負担の急増を回避したいのであれば、法律の改正に合わせて、何故浜田市はこのような条例を、いとも簡単に提案するのでありましょう、はなはだその見識を疑うものです。執行部の皆さんお一人お一人、自分の毎月の保険料が 9 万 3 千円であると、想像してみてください。皆さんより、遥かに所得の少ない市民が、皆さんの 2 倍以上の保険料を徴収されているのです。また、今議会において、国民健康保険について、ビックリするような代表質問があったところですが、議員のみなさんそれぞれに、国民健康保険制度の問題点について考えていただきたいと思います。考えていただければ、到底このような条例の改正案に賛成できるものではないからです。</p> <p>もしかすると、所得が高いのだから、高い保険料を支払うのも仕方がないだろう、という意見があるのでしょうか？ 常任委員会において、「93 万円の保険料を支払う人の年間所得は 600 万円に過ぎない」という指摘がありました。93 万円の国民健康保険料を支払わせられる自営業者は、事業の運転資金の銀行への月々の支払いや住宅ローンの返済、子供の教育費の負担でこれからさらにアップアップの毎日を過ごすことになるでしょう。吟味すればするほど、この条例案に賛成できるものではありません。</p> <p>よって、この条例案に反対します。</p>
西村 健	<p>(1) 国保運営協議会委員の定数削減は民意の集約・反映を自ら狭めるもの</p> <p>(2) 基礎賦課限度額の引き上げは、中間所得層の負担増をいっそう助長するもの</p>
牛尾 昭	<p>制度改正が必要である。</p>

平成 30 年 3 月定例会 反対理由

議案第 16 号 浜田市広島 PR センター条例を廃止する条例について

議員名	反対理由
川上 幾雄	長い歴史を無くす方向への条例廃止は反対する。
串崎 利行	PR センター条例は、廃止するべきでない。長くつづいており、問題ないため。
上野 茂	条例の改正に反対のため。
永見 利久	この施設は 20 年の歴史と実績のある広島 PR センターであり残すべきと考える。
道下 文男	広島 PR センターは、これまで多くの実績を積み上げている。今後も引き続き同じ形態で活動していただくべきである。
田畑 敬二	事務所廃止に伴い、すぐに条例廃止する必要なし。
西田 清久	広島 PR センターの今までの実績や、広島の財界等とのパイプなど総合的に判断しても条例を廃止する理由は無く、後退している様に思える。
澁谷 幹雄	条例を廃止する必要ないので、この条例に反対。

議案第 31 号 平成 30 年度浜田市一般会計予算

議員名	反対理由
笹田 卓	ふるさと体験村維持管理事業に 3 月末で解散されるふるさと弥栄振興公社への指定管理料が含まれていること。予備費を充当して運営することだが、予備費は不測の事態がおきた時のために備えておく費用だと認識している。ふるさと体験村について、しっかりした検証も行わず、明確な再生案を持たないまま直営するのか、理解できないため。
西村 健	ふるさと体験村維持管理事業は、いったん事業を中止し、今後の在り方、活かし方について徹底的に見直しを行うべき。

議案第 32 号 平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計予算

議員名	反対理由
西村 健	基礎賦課限度額の引き上げを含む予算のため。